

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案
規制の名称	製品安全分野における環境変化を踏まえた制度的措置
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	産業保安グループ 製品安全課
評価実施時期	令和6年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) 製品安全4法(消費生活用製品安全法(消安法)「電気用品安全法(電安法)」「ガス事業法(ガス事法)」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油法)」)上の義務を果たすべき製造・輸入事業者が国内に存在しないため、履行されるべき義務(技術基準への適合等)が履行されず、また、事故が生じた製品の回収等が行われないことにより、国内の消費者の生命又は安全の確保が困難となる事態が継続するおそれがある。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・玩具等の子供用の製品について、多くの諸外国では事前規制が導入されているが、日本では一部を除いて事前規制がなく、諸外国で販売が禁止された製品であっても、国内で流通を防止することができない状況にある。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) ・海外から直接販売をする者(特定輸入事業者)を、現行の製造・輸入事業者と同様に、規制対象とすることを明確化する。また、これらの事業者は地理的に遠隔(海外)にいても、当該事業者に代わって国内で必要な対応をとる者(国内管理人)を選任させることで、当該事業者が果たすべき義務の履行を担保することが必要である。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・子供の安全確保を図るため、子供用の製品について、事前規制の対象とし、技術基準への適合等の措置を講じることとする。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) 具体的な届出を行う事業者数が明らかではなく(インターネットモールを利用して、国内の消費者と直接取引をする海外事業者数を推定・把握することは困難)、届出書類の作成や技術基準への適合検査に係る事務負担についても事業者毎に異なることから、定量的推計は困難。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 事業者にとっては、届出等事務手続きが発生するが、具体的な対象製品は今後政令で定める予定であり、新たに対象となる事業者数は明らかではないことから、定量的な推計は困難。</p> <p>(行政費用)</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) 新たに対象となる事業者数が明らかではないことから、定量的な推計は困難。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 新たに対象となる事業者数が明らかではないことから、定量的な推計は困難。</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 規制緩和ではないため、当該項目は該当しない</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) ・定量化は困難であるが、国への事故報告の義務が履行されていない発火事故は少なくとも年間100件超えると推計されており、当該措置により、事業者において注意喚起や再発防止措置が適切に実行されることで、事故の未然防止等につながるが見込まれる。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・子供用の製品について、事前規制の対象とすることで、国内外の基準に満たない製品の国内での流通を防止することができ、ひいては、子供用の製品による事故の未然防止を図ることが見込まれる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) ・特定輸入事業者を規制対象とすることや国内管理人の選任により、海外から直接販売される製品の安全確保を図ることが可能となることは社会全体として大きな便益である。他方、その便益の金銭的価値については、防ぐことのできる事故等の態様・影響範囲・原因によって様々であるため、便益の試算は困難である。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・具体的な規制対象については、今後、政令で指定されるため、これまでに発生した子供用の製品での事故がどれほど減少する見込みか推計することはできない。したがって、制度改正による定量的な便益の推計は困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 規制緩和ではないため、当該項目は該当しない</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) ・特定輸入事業者や国内管理人については、法令等に基づく事務が発生する(③参照)。これら以外で生じる恒常的な対応は想定しにくいことから、海外事業者や国内管理人に対する副次的な影響等は限定的と考えられる。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・本改正によって消費者の子供用の製品への安全意識が高まることによって、対象製品以外についても、事業者における安全確保のための取組や、対象年齢及び使用上の注意等に関する警告表示が自主的に付されることも想定され、安全な市場の構築につながることも期待される。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) ・特定輸入事業者や国内管理人については、法令等に基づく事務が発生する。効果については、国への事故報告の義務が履行されていない発火事故は少なくとも年間100件超えると推計されている。当該措置により、事業者において注意喚起や再発防止措置が適切に実行される見込みで、事故の未然防止等につながることも期待されることを踏まえ、費用よりも効果が明らかに大きい。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・具体的な対象範囲が明らかではないため、遵守費用及び行政費用を推計することは困難ではあるが、玩具を含む子供用の製品に事前規制を措置することで、子供が被害に遭う事故の未然防止が図られることが期待できる。諸外国の多くで導入済みの行政アプローチであることも踏まえ、費用よりも効果が明らかに大きい。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</p> <p>1. (1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任) ・代替案として、国内管理人の選任を求めない、といった案も想定されるが、特定輸入事業者は地理的に遠隔な場所(海外)にいても、法の執行に当たっては課題も想定され、また、当該事業者が販売等する製品に何らかの問題があった場合に直接対応することが困難であることも想定される。このため、国内で必要な対応をとる者として国内管理人を選任させることで、その実効性を担保することができると考えられることから、当該案が妥当である。</p> <p>2. (1) 子供用の製品に係る規制の創設 ・代替案として、現状指定されている「磁石製娯楽用品」などと同様に、事故の状況を踏まえ、事後的に製品単位で指定することも考えられるが、この場合、事故を未然防止するという観点からの対応とはならず、かつ、製品単位での指定となるため、行政コストも増大することが想定されることから妥当ではない。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記</p> <p>・産業構造審議会(保安)消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会において、製品安全に係る規制体系のあり方や法的な論点について、令和5年10月から12月にかけて議論を行い、中間取りまとめ案として整理した。その後、パブリックコメントにも付した上で、令和6年2月に中間取りまとめとして公表した。</p> <p>【パブリックコメント結果】及び【中間取りまとめ】 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/20240207_report.html</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記</p> <p>本規制については、施行後5年以内に事後評価を実施する。</p> <p>⑬事後評価の際、費用・効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>・海外にいる製造・輸入事業者(国内管理人を選任した事業者)からの届出件数 ・当該事業者が取り扱った対象製品での重大/非重大製品事故発生件数 ・取引デジタルプラットフォーム提供者に対する当該事業者が取り扱った対象製品の出品削除要請(法令に基づく要請)の件数</p>
備考	